

13.訪問販売を受けたら、何に注意したらいいの？

事業者は勧誘するときを守るべきルールがあります



消費者庁イラスト集より

訪問販売の勧誘に先立って、事業者は「会社名」、「契約の勧誘が目的であること」、「販売する商品などの種類」を告げ、「勧誘を受けるつもりがあるか」を確認しなければなりません。消費者が断った時は、しつこく勧誘したり、何度も勧誘することは禁止されています。

訪問販売を受けたらどうする？

- 誰が、何のために、訪問したのか確認しましょう。
- 勧誘を受けても、必要なればきっぱり断りましょう。
- 契約内容がよくわからない時は、その場で契約せず、身近な人や消費生活センターに相談しましょう。

もし契約してしまってもクーリング・オフ（P5～P9参照）ができる場合もあります。早急に消費生活センターにご相談ください。

注意!! クーリング・オフできない商品・サービスがあります

- ・3,000円未満の現金取引（訪問購入を除く）
- ・営業のための契約
- ・葬儀
- ・契約してすぐに提供されるサービス
（例：飲食店、カラオケボックス、マッサージなど）
- ・自動車、自動車のリース契約
- ・化粧品や健康食品などの指定消耗品を使用した場合の使用済み分
- ・他の法律での規制があるもの
（例：金融取引・通信・放送・運輸・弁護士など）

トクリュウ（匿名・流動型犯罪グループ）が事業者になりすまして訪問し、家屋の下見や家族構成を調べて強盗に入るといふ凶悪事件も発生しています。知らない人が来たらドアを開けずに対応しましょう。